

第3次河北町ごみ処理基本計画

令和2年2月

山形県河北町

目 次

第1章	計画策定の目的及び位置付け	1
1	計画策定の目的	1
2	計画の位置付け	1
第2章	河北町の概況	4
1	地勢	4
2	人口と世帯数	4
3	人口動態	5
4	産業	5
5	土地利用	7
第3章	ごみ処理の現状と課題	8
1	ごみ処理の現状	8
(1)	ごみ処理の流れ	8
(2)	計画処理区域	9
(3)	収集運搬	9
(4)	中間処理	9
(5)	最終処分	10
2	ごみ排出の現状	11
(1)	収集方法及び回数	11
(2)	ごみの排出方法	12
(3)	ごみの排出状況	13
(4)	もやせるごみの組成	15
(5)	減量化とリサイクル	16
3	評価と課題	18
(1)	収集運搬	18
(2)	中間処理	19
(3)	最終処分	19
(4)	排出抑制のための方策	20

第4章	ごみ処理に関する基本計画	21
1	ごみ処理の基本方針	21
(1)	3Rの取組み	21
(2)	ごみの適正処理	21
(3)	循環型社会の形成	21
2	ごみ排出量の予測	22
(1)	人口の予測	22
(2)	ごみ排出量の予測	22
3	ごみ排出抑制のための方策に関する事項	24
(1)	町民・地域の役割	24
(2)	事業者の役割	24
(3)	町の役割	25
4	分別して収集するごみの種類及び分別の区分	26
5	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	27
(1)	収集運搬	27
(2)	中間処理	27
(3)	最終処分	27
(4)	クリーンピア共立で受け入れしないもの	27
6	ごみの処理施設の整備に関する事項	28
7	その他ごみの処理に関し必要な事項	28
(1)	一般廃棄物処理業の許可	28
(2)	他市町村との協議	29
(3)	散乱ごみ・不法投棄対策	29

第1章 計画策定の目的及び位置付け

1 計画策定の目的

大量消費の経済システムやライフスタイルの変化により環境問題やごみ問題が社会問題となり、その反省から、事業所や家庭から排出されるごみの発生抑制やリサイクルなどの3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進が提唱されてきました。しかし、現在においても二酸化炭素の排出や不法投棄や野焼き、最終処分場の確保など多様な課題には改善がみられません。そのことから私たち一人ひとりが、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を意識し、自主的、積極的に3Rに取り組むことが必要です。

本町では、「第7次河北町総合計画」において、環境保護の意識の高揚や循環型社会の推進を掲げ、「第2次雛とべに花の里環境基本計画」では、循環型社会の形成を推進し、廃棄物の排出の少ない社会を目指し施策を展開しているところです。

この第3次河北町ごみ処理基本計画は、関係法令、山形県及び河北町の関係条例の趣旨に沿って、更に「第7次河北町総合計画」及び「第2次雛とべに花の里環境基本計画」との整合性を図りながら、長期的な視点に立ち河北町における一般廃棄物のごみ処理に関する基本的な方針を定め、これに基づき適正な処理を行うことを目的として策定するものです。

2 計画の位置付け

廃棄物は、図1-1に示すとおり、家庭や事業所から排出される一般廃棄物と、様々な産業活動に伴う産業廃棄物とに分けられます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）により、一般廃棄物は市町村が、産業廃棄物は排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないと定められています。

本計画は、廃棄物処理法第6条(※1)による規定に基づき策定するものであり、一般廃棄物のうち「ごみ」を対象にその処理に関する基本的な事項を定めたものです。

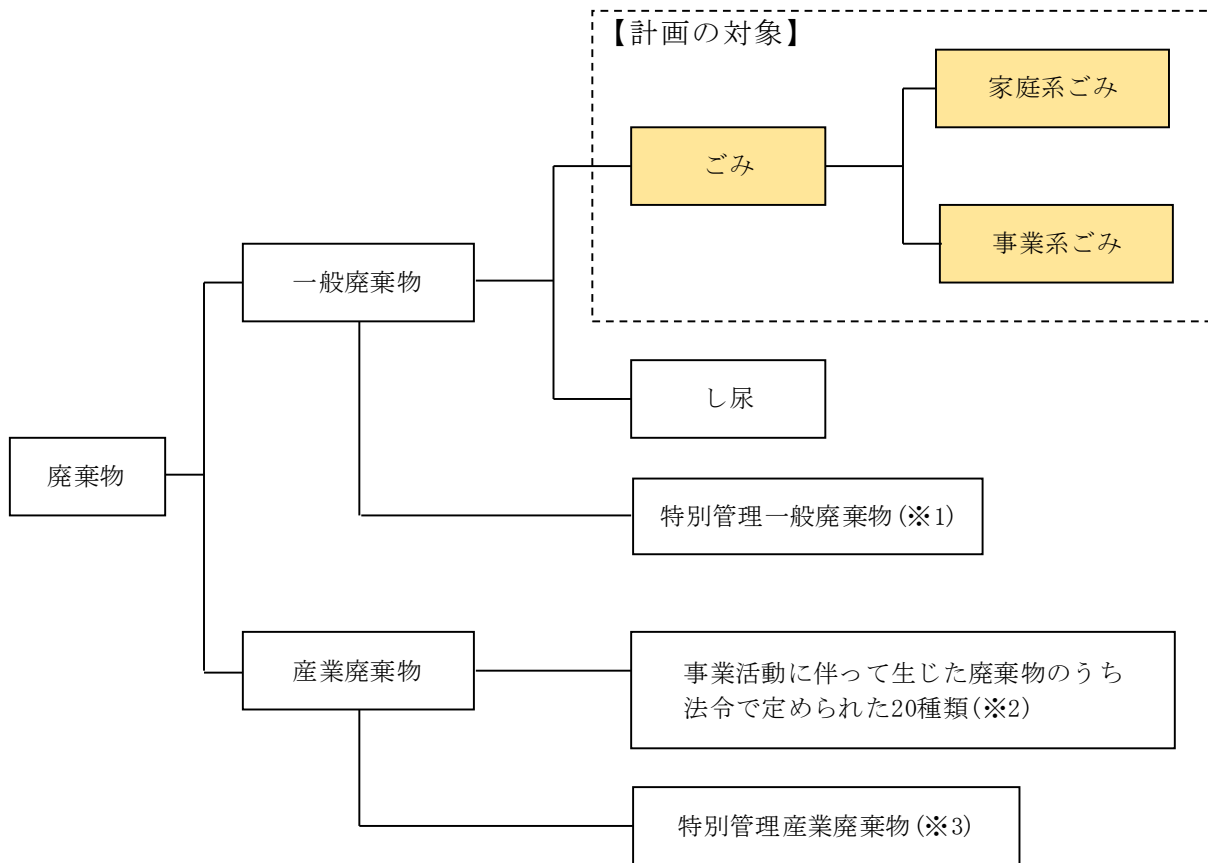
平成27年度を初年度とする第3次計画について、社会情勢の変化を踏まえ、おおむね5年で改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとされています。

このたび第3次計画策定から5年にあたり、また平成26年度以降の上位計画の改定や見直し、制度の改正、現計画中の数値の乖離等を受け改定するものです。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ・第1次計画（平成9年度～平成18年度） | 平成8年度 策定 |
| ・第2次計画（平成17年度～平成26年度） | 平成16年度 策定
平成23年度 改定 |
| ・第3次計画（平成27年度～令和6年度） | 平成26年度 策定 |

(※1) 廃棄物処理法第6条については、市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画策定を義務付けており、一般廃棄物の発生量や処理量の見込み、廃棄物の排出抑制のための方策などに関する項目を定めることとしている。

■ 図 1-1 計画の対象

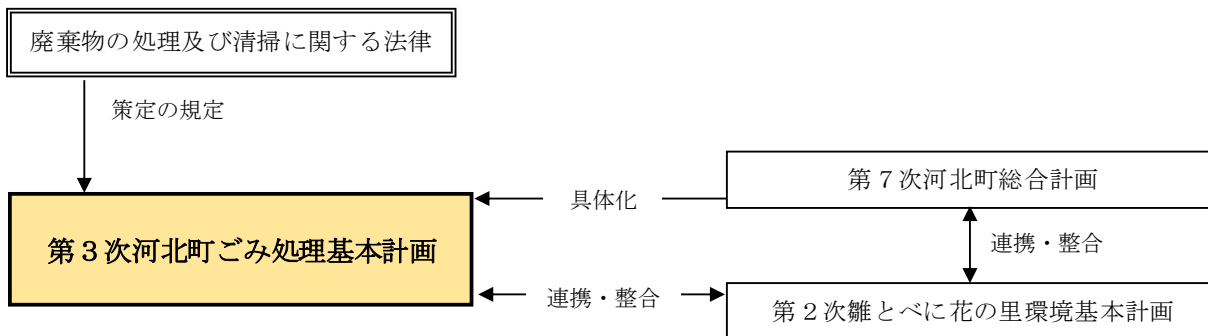


(※1) 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

(※2) ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん ⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体 ⑳汚泥のコンクリート固形化物など、①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので ①～⑱に該当しないもの

(※3) 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

■ 図 1-2 計画の位置付け



第2章 河北町の概況

1 地勢

河北町は、山形県のほぼ中央に位置し、西に出羽丘陵、北に葉山山麓、南に蔵王を眺望することができます。町域に沿って最上川が北に流れ、北部を葉山山麓から発する法師川、中央部を両所沢から発する古佐川、南部を寒河江川が、それぞれ東に流れて最上川に合流しています。

面積は52.45平方キロメートルで、県内35市町村のうち小さい方から3番目となります。町の面積のうち約70%を平野部が占め、災害の極めて少ない自然条件に恵まれた環境にあります。

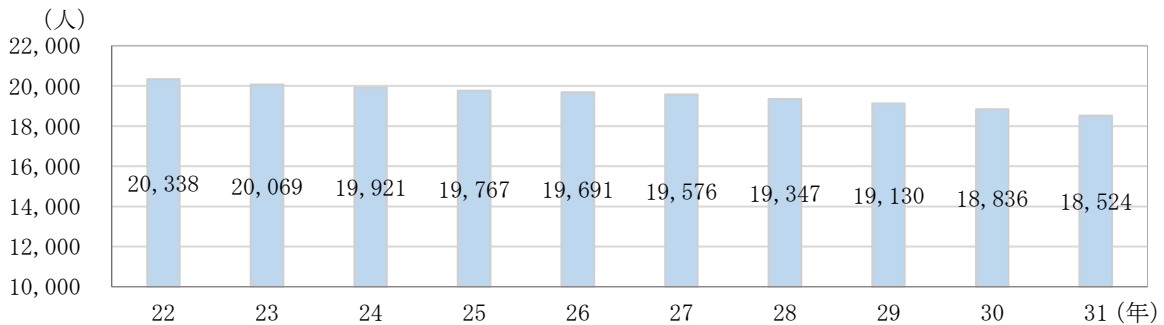
山形盆地の北西部に位置していることから、冬は北西風が雪を降らし、夏は南東の風が吹き込み、寒暖の差がある典型的な内陸型気候となっています。

2 人口と世帯数

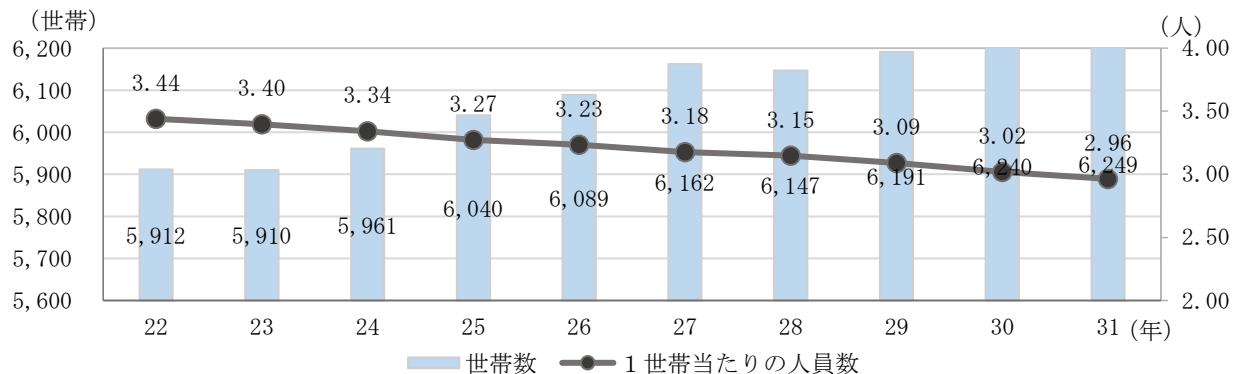
平成31年3月31日現在、河北町の住民基本台帳に基づく人口は18,524人で、県内35市町村のうち15番目、町村では3番目となっています。昭和29年の町村合併時をピークに年々減少しており、昭和55年から60年においては一時増加に転じましたが、それ以降再び減少傾向が続いています。

世帯数は、平成2年以降増加傾向にあり、6,249世帯となっており、1世帯あたりの人員は2.96人となっています。

■グラフ 2-1 人口の推移



■グラフ 2-2 世帯数と1世帯あたりの人員数の推移



資料：税務町民課（各年3月31日現在。H25年以降は外国人を含む）

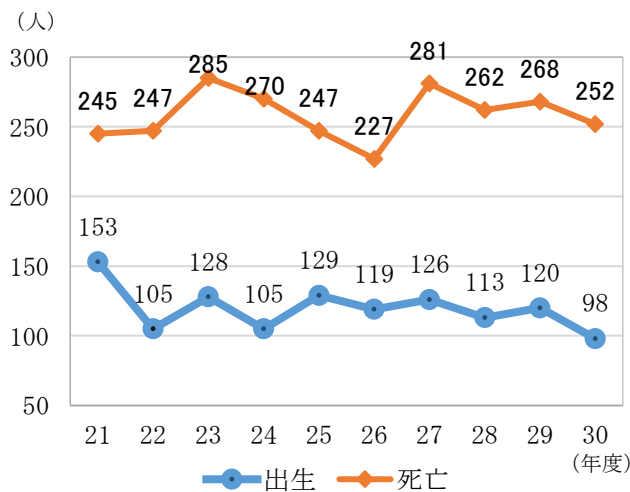
3 人口動態

人口動態の推移を見ると、平成 30 年度の出生数は 98 人、死亡数は 252 人であり、近年はいずれも年によって増減はあるものの、出生数は減少傾向、死亡者数はほぼ一定である傾向にあります。

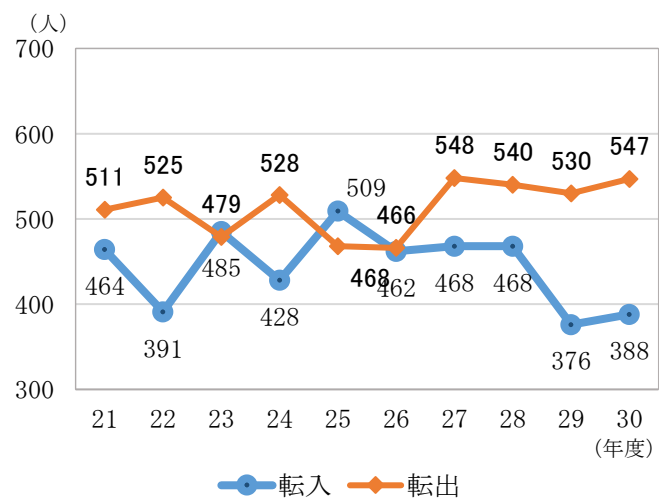
社会動態では、平成 30 年度は転入者数が 388 人、転出者数が 547 人で、転出者数が転入者数を大きく上回りました。

■ グラフ 2-3 人口動態の推移

① 自然動態の推移



② 社会動態の推移



資料：税務町民課

4 産業

産業別就業者人口は、第 1 次産業 1,141 人、第 2 次産業 3,433 人、第 3 次産業 5,139 人で、それぞれ全体の 11.6%、35.0%、52.4%を占めています。

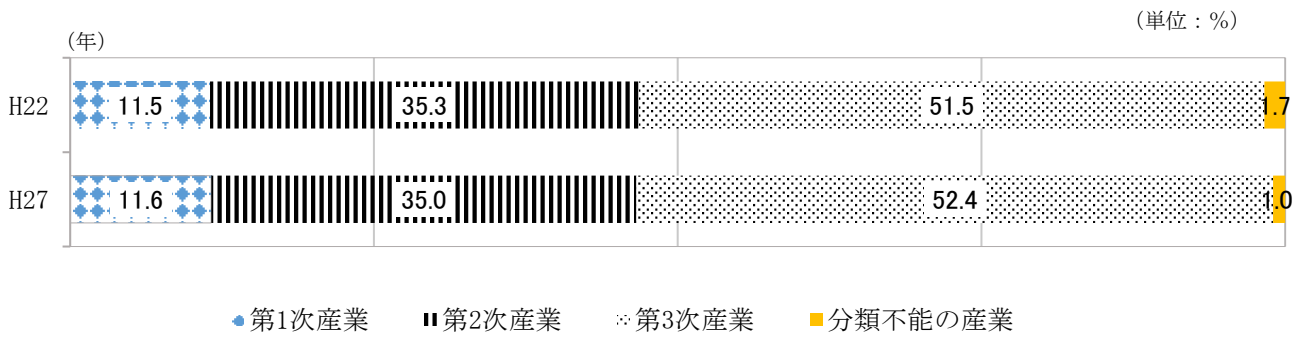
第 1 次産業は、後継者不足や就業者の高齢化などにより国勢調査のたびに減少し、平成 27 年もわずかに減少しました。

第 2 次産業は、減少傾向にあります。第 2 次産業の 7 割を占める製造業は平成 7 年以降減少しています。

第 3 次産業は、平成 22 年に比べると従業員がわずかに増加しました。特に卸売業、小売業が大きく減少しましたが、医療、福祉は大きく増加しました。

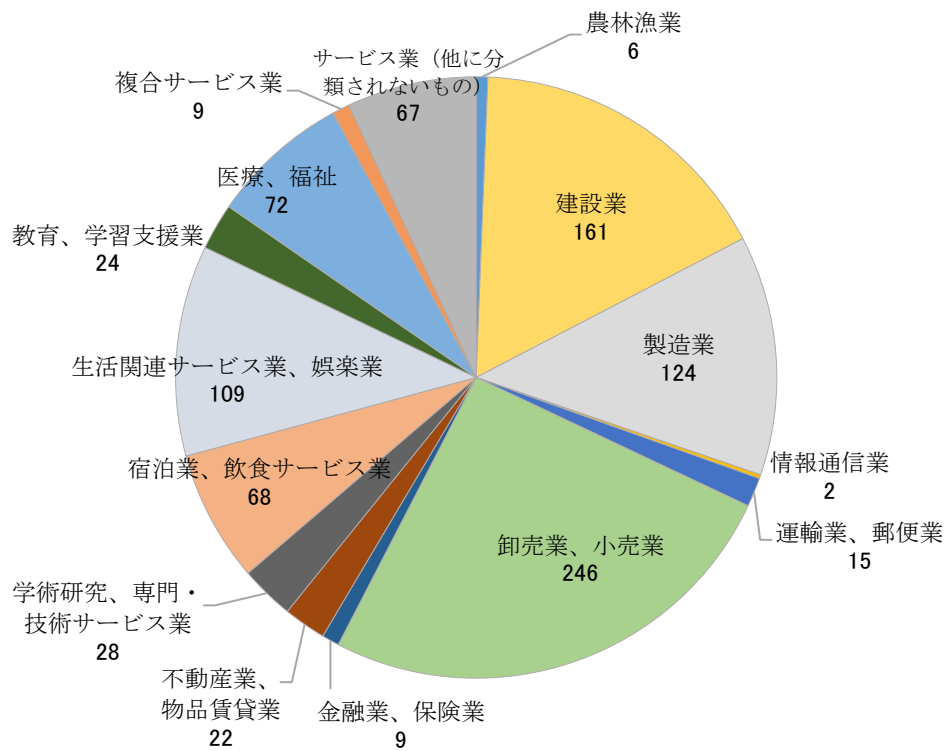
また、平成 28 年 6 月 1 日現在の町内の事業所数は 962 事業所、従業者数は 6,885 人で、最も多いのは卸売・小売業の 246 事業所、次いで建設業の 161 事業所、製造業の 124 事業所となっています。

■ グラフ 2-4 産業別就業人口の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

■ グラフ 2-5 産業別事業所数

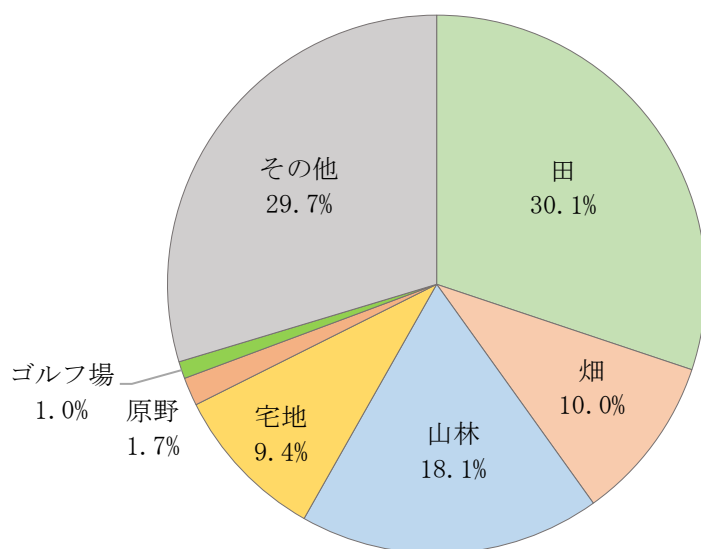


資料：平成 28 年経済センサス（平成 28 年 6 月 1 日現在）

5 土地利用

平成 31 年 1 月 1 日現在の土地利用状況は、田が 30.1%、畑が 10.0%、山林が 18.1% であり、合わせて町全体の 58.2%を占めています。また、宅地は 9.4%となっています。

■グラフ 2-6 土地利用の状況

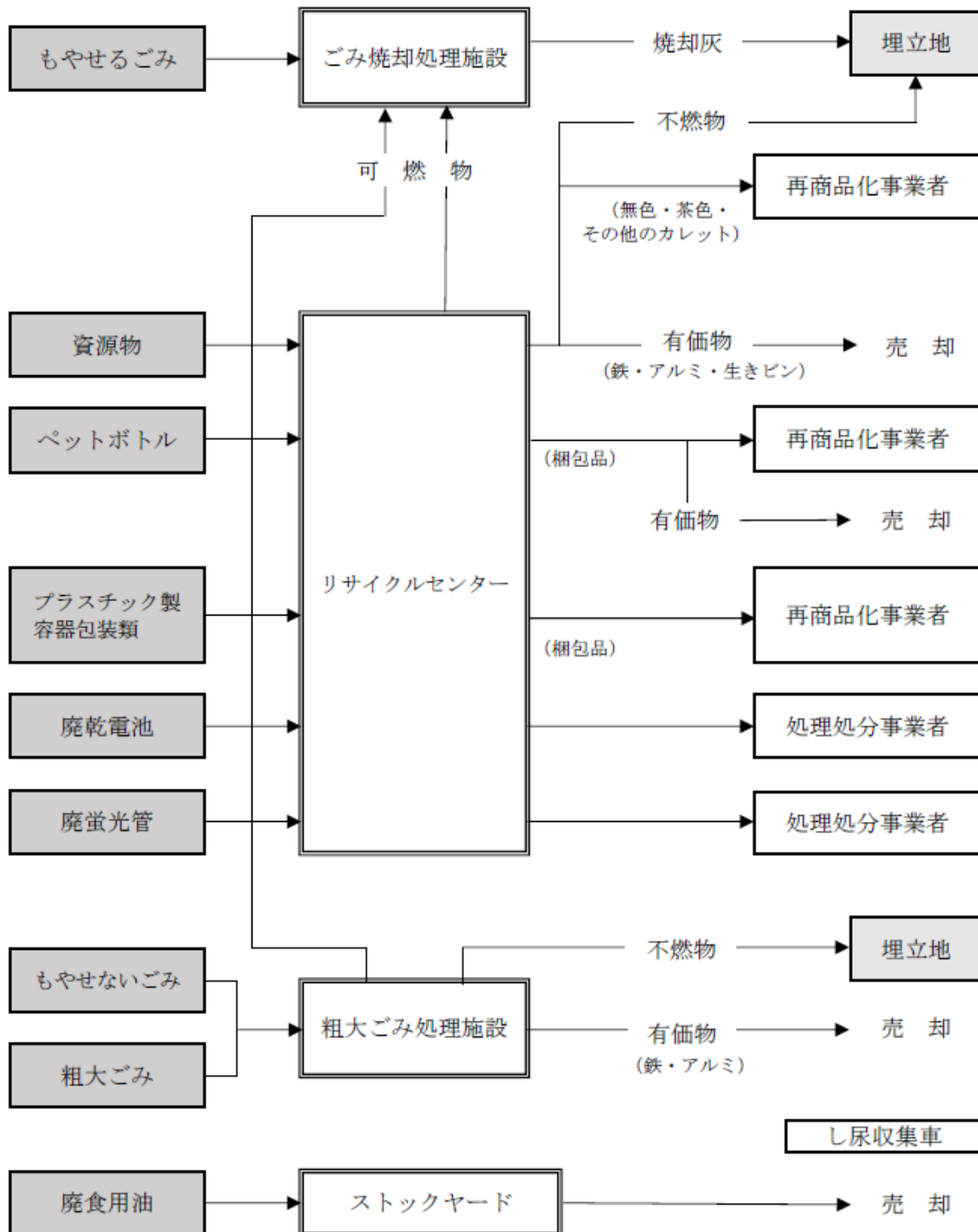


資料：税務町民課（平成 31 年 1 月 1 日現在）

第3章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の流れ



(2) 計画処理区域

本町のごみ処理は、町行政区域全域を計画処理区域としており、東根市、村山市、天童市及び河北町で昭和 34 年に設立した東根市外二市一町共立衛生処理組合（以下「クリーンピア共立」という。）により、収集運搬、中間処理及び最終処分を行っています。

■表 3-1 計画処理区域面積及び処理区域人口

計画処理区域面積	処理区域人口
52.45 km ²	18,524 人

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

(3) 収集運搬

家庭系ごみの収集方法は町内全域で収集所指定（ステーション）方式としており、各町内会の収集所に搬出されたごみをクリーンピア共立の委託業者が収集運搬しています。

一方、会社や事業所等から排出される事業系一般廃棄物は、事業者がクリーンピア共立へ直接搬入もしくは、町が許可した業者に依頼して収集運搬を行っています。

(4) 中間処理

もやせるごみは、ごみ焼却処理施設で焼却処理します。

資源物、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類は、リサイクルセンターで不適物などを取り除いた後、売却または再商品化事業者へ引き渡されます。

もやせないごみ及び粗大ごみは粗大ごみ処理施設で破碎し、有価物、可燃物、不燃物に分け、有価物は売却されます。

廃蛍光管はリサイクルセンターで破碎処理、廃乾電池はリサイクルセンターで保管し、いずれも処理処分事業者へ引き渡し、処理を委託します。

そのほか、廃食用油は民間業者へ売却し、工業用油脂などにリサイクルされます。クリーンピア共立の各処理施設の詳細については次のとおりです。

ア ごみ焼却処理施設

処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）
処理能力	195t/24h（65t/24h×3 炉）
竣 功	平成 7 年 2 月

イ 粗大ごみ処理施設

処理方式	衝撃せん断併用回転式破碎機
処理能力	20t/5h
竣 功	平成 7 年 2 月

ウ リサイクルセンター

処理方式 破袋・機械選別・手選別・圧縮・梱包

処理能力 28t／5h

竣 功 平成 22 年 3 月

(5) 最終処分

中間処理された後の不燃物や焼却残さは、クリーンピア共立の下釜最終処分場にて埋立処理されます。

下釜最終処分場

敷地面積 66,700 m²

埋立面積 44,300 m²

埋立容量 195,200 m³

埋立残容量 75,148 m³ (平成 31 年 3 月末現在)

竣 功 平成 12 年 3 月

2 ごみ排出の現状

(1) 収集方法及び回数

家庭系ごみの収集回数及び収集方法については表 3-2 のとおりです。定曜日収集となっており、指定された日の朝 8 時までには各区のごみ収集所に搬出することとしています。

家庭系ごみのうち粗大ごみについてのみ指定日ごとの戸別収集となっており、電話申込みにより受付しています。

■表 3-2 家庭系ごみの収集回数及び収集方法

分別区分	収集回数		収集方法	収集所数
もやせるごみ	週 2 回	定曜日収集	ステーション方式	190 箇所
廃食用油				
資源物	月 2 回			185 箇所
ペットボトル	月 1 回 (7・8・9月は月 2 回)			
プラスチック製容器包装類	月 2 回			
もやせないごみ	月 1 回			
廃蛍光管	月 5 回			
廃乾電池・水銀入り体温計	月 1 回			
粗大ごみ	月 2 回			

(令和元年 7 月 31 日現在)

(2) ごみの排出方法

家庭系ごみの排出形態は表 3-3 に示すとおりです。ごみを多く出す人と出さない人の負担の公平化を図るため、平成 7 年 7 月にごみ処理の有料化が導入されています。

なお、クリーンピア共立に直接ごみを搬入する場合は、10kg あたり 180 円で受け入れています。また、クリーンピア共立では犬猫などのペット死体を処理するペット専用焼却炉を設置しており、1 体当たり 2,000 円で受け入れています。

■表 3-3 家庭系ごみの排出形態

① 指定袋で排出するもの

分別区分	種類	規格				価格				
		容量(ℓ)	図柄の色	材質	厚さ					
もやせるごみ	大	35	赤	ポリエチレン製 半透明 (乳白色)	0.03 mm	50 円/枚				
	小	25				40 円/枚				
	最小	15				30 円/枚				
資源物 ペットボトル	大	45	青	ポリエチレン製 無色透明	0.035 mm	50 円/枚				
	小	30				40 円/枚				
プラスチック製 容器包装類	大	50	橙			ポリエチレン製 無色透明	0.035 mm	50 円/枚		
	小	35						40 円/枚		
もやせないごみ	大	45	緑					ポリエチレン製 無色透明	0.035 mm	50 円/枚
	小	30								40 円/枚

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

② 指定袋以外で排出するもの

分別区分	排出形態	収集日
廃食用油	食用油が入っていた容器または ペットボトルに入れる	もやせるごみの収集日
廃蛍光管	購入時の箱に入れるか新聞紙に 包む	資源物・ペットボトル・プラスチ ック製容器包装類の収集日
廃乾電池・水銀入り体温計	透明な袋に入れる	もやせないごみの収集日
ライター	透明な袋に入れる	もやせないごみの収集日
粗大ごみ	証紙貼付 (300~3,000 円/個)	月 2 回の指定日

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

(3) ごみの排出状況

本町におけるごみ排出量（自己処理を除く）の実績の推移は次のとおりです。

ア ごみの総体的排出状況

ごみの総体的な排出量においては、平成 15 年度をピークに減少傾向が続いています。平成 23、24 年度に前年度をわずかに上回りましたが、平成 25 年度以降は対前年比が平均で 0.9%ずつ減少しています。人口減少の影響もあり、平成 30 年度と 22 年度とで比較すると総排出量が 2.3%減少していますが、1 人 1 日あたりの排出量は増加しています。

■表 3-4 ごみ総排出量の推移

(単位：t)

	クリーンピア共立 委託業者搬入 (家庭系ごみ)	収集運搬 許可業者搬入 (主に事業系ごみ)	自己搬入	総排出量	前年対比 (%)	1人1日あたり排出量 (ごみ原単位) (g/人・日)
22 年度	3,478.21	1,211.33	809.34	5,498.88	94.4	751
23 年度	3,544.80	1,266.70	761.17	5,572.67	101.3	764
24 年度	3,582.47	1,294.19	790.36	5,667.02	101.7	786
25 年度	3,518.96	1,323.70	763.29	5,605.95	98.9	780
26 年度	3,514.11	1,272.41	728.12	5,514.64	98.4	772
27 年度	3,447.91	1,269.28	759.09	5,476.28	99.3	773
28 年度	3,524.94	1,223.59	722.51	5,471.04	99.9	784
29 年度	3,448.94	1,205.03	751.15	5,405.12	98.8	786
30 年度	3,387.25	1,217.41	765.87	5,370.53	99.4	794

イ クリーンピア共立委託業者の搬入状況（家庭系ごみ）

ごみ収集所からクリーンピア共立委託業者により収集運搬された家庭系ごみの量は、平成 23、24、28 年度に前年度をわずかに上回りましたが、平成 22 年度から平成 30 年度までの対前年比が平均で 1.3%の減となっており、全体としては減少傾向にあります。

■表 3-5 クリーンピア共立委託業者搬入状況の推移

(単位：t)

	もやせる ごみ	資源物	ペット ボトル	プラスチック製 容器包装類	もやせない ごみ	粗大ごみ	計	前年対比 (%)
22年度	3,028.36	203.20	40.35	102.31	102.30	1.69	3,478.21	91.0
23年度	3,077.99	216.03	39.73	84.66	124.71	1.68	3,544.80	101.9
24年度	3,126.34	214.02	38.29	79.69	122.72	1.41	3,582.47	101.1
25年度	3,076.91	205.22	43.79	76.19	114.58	2.27	3,518.96	98.2
26年度	3,080.14	206.31	41.96	75.11	108.74	1.85	3,514.11	99.9
27年度	3,000.61	207.32	41.85	76.81	119.21	2.11	3,447.91	98.1
28年度	3,081.35	204.99	42.23	75.56	117.31	3.50	3,524.94	102.2
29年度	3,044.84	187.39	35.70	73.31	104.72	2.98	3,448.94	97.8
30年度	2,971.01	192.19	32.69	75.48	111.96	3.92	3,387.25	98.2

ウ 一般廃棄物収集運搬業許可業者の搬入状況（主に事業系ごみ）

一般廃棄物収集運搬業許可業者がクリーンピア共立に搬入したごみ（事業所から排出されたごみ及び引越しなどにより家庭から多量に排出されるごみで一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼されたごみ）の量は、平成26年度から減少傾向にありますが、平成30年度は前年度より増加しました。事業系ごみの総量の内訳としては、もやせるごみの割合が高くなっています。

■表 3-6 一般廃棄物収集運搬業許可業者搬入状況の推移

(単位：t)

	もやせる ごみ	資源物	ペット ボトル	プラスチック製 容器包装類	もやせない ごみ	粗大ごみ	計	前年対比 (%)
22年度	1,188.55	16.32	0.02	0.04	3.56	2.84	1,211.33	101.3
23年度	1,239.82	18.16	0.00	0.03	4.93	3.76	1,266.70	104.6
24年度	1,267.66	15.15	0.00	0.00	7.04	4.34	1,294.19	102.2
25年度	1,298.57	16.00	0.00	0.00	5.91	3.22	1,323.70	102.3
26年度	1,251.29	13.88	0.00	0.00	4.42	2.82	1,272.41	96.1
27年度	1,241.71	15.09	0.00	0.00	8.53	3.95	1,269.28	99.8
28年度	1,202.60	11.38	0.00	0.00	7.61	2.00	1,223.59	96.4
29年度	1,184.39	8.32	0.00	0.00	8.87	3.45	1,205.03	98.5
30年度	1,191.18	7.07	0.01	0.00	12.86	6.29	1,217.41	101.0

エ 自己搬入の状況

家庭や事業所からクリーンピア共立へ直接搬入されるごみの量は、年度によってばらつきが見られます。

■表 3-7 自己搬入状況の推移

(単位：t)

	もやせる ごみ	資源物	ペット ボトル	プラスチック製 容器包装類	もやせない ごみ	粗大ごみ	計	前年対比 (%)
22年度	536.37	7.46	1.06	3.11	238.96	22.38	809.34	100.3
23年度	651.16	9.00	1.38	2.69	69.40	27.54	761.17	94.0
24年度	669.86	8.55	1.02	2.39	80.79	27.75	790.36	103.8
25年度	643.84	8.99	0.96	1.41	89.34	18.75	763.29	96.6
26年度	626.11	7.82	1.34	1.07	68.40	23.38	728.12	95.4
27年度	639.97	7.31	1.16	1.17	76.09	33.39	759.09	104.3
28年度	623.55	8.35	0.94	0.82	57.50	31.35	722.51	95.2
29年度	646.72	8.19	0.74	0.69	63.52	31.29	751.15	104.0
30年度	648.10	6.87	0.83	0.54	74.25	35.28	765.87	102.0

(4) もやせるごみの組成

もやせるごみの組成の推移は、表 3-8 及び表 3-9 の示すとおりです。組成割合では「紙類」が最も多く 4 割程度を占めています。また、組成分析では水分が減少傾向にあります。

■表 3-8 もやせるごみの組成割合の推移

(単位：%)

	紙類	繊維類	木・竹・ わら類	ビニール・ プラスチック類 皮革・ゴム類	厨芥類	不燃物類 ・その他	計
22年度	38.6	4.1	2.5	24.2	25.0	5.6	100.0
23年度	40.2	5.8	1.7	22.0	25.8	4.5	100.0
24年度	39.3	5.2	1.7	24.3	27.2	2.3	100.0
25年度	40.9	5.0	3.3	21.4	25.0	4.4	100.0
26年度	41.7	3.1	3.6	21.2	26.4	4.0	100.0
27年度	43.7	8.1	4.1	24.5	18.1	1.5	100.0
28年度	39.4	7.3	1.9	31.6	14.9	4.9	100.0
29年度	46.4	5.3	1.9	27.1	11.5	7.8	100.0
30年度	46.2	6.2	1.0	33.4	11.1	2.1	100.0

■表 3-9 もやせるごみの組成分析の推移

(単位：%)

	水分	可燃分	灰分	合計
22年度	53.3	41.3	5.4	100.0
23年度	52.2	41.8	6.0	100.0
24年度	52.3	42.5	5.2	100.0
25年度	55.1	39.8	5.1	100.0
26年度	55.4	39.6	5.0	100.0
27年度	50.1	45.1	4.8	100.0
28年度	45.3	48.9	5.8	100.0
29年度	50.4	44.0	5.6	100.0
30年度	45.9	49.2	4.9	100.0

(5) 減量化とリサイクル

ア 集団資源回収

ごみの減量及び再資源化を推進するため、町では、平成11年4月に資源回収報奨金制度を創設し、子ども会、小学校PTA及び町内会などにより実施される集団資源回収を支援しています。

■表 3-10 集団資源回収量の実績の推移

(単位：kg)

	紙類				布類	金属類	ビン類		合計
	新聞	雑誌	段ボール	その他			(本)	(kg)	
22年度	295,180	82,700	75,540	276	16,420	1,368	61,058	42,741	514,225
23年度	263,090	80,115	74,270	168	15,245	874	55,790	39,053	472,815
24年度	284,850	81,470	78,615	140	14,670	983	56,760	39,732	500,460
25年度	281,220	79,440	79,595	163	13,810	883	54,267	37,987	493,098
26年度	268,690	77,295	79,308	277	14,005	1,230	45,574	31,902	472,707
27年度	259,120	69,845	73,150	285	13,695	1,428	44,734	31,314	448,837
28年度	240,895	62,515	70,380	298	11,621	1,256	41,781	29,247	416,212
29年度	216,840	54,695	66,410	230	12,060	939	37,204	26,043	377,217
30年度	202,850	47,505	63,750	502	11,049	788	35,243	24,670	351,114

■表 3-11 資源回収報奨金の実績の推移

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施延 団体数	102	100	101	102	97	100	96	95	96
資源回収 報奨金 (千円)	1,172	1,092	1,151	1,144	1,104	1,063	997	922	878

イ 生ごみ密閉式処理容器購入設置補助

町では、平成16年4月から、生ごみ発酵剤を使用して生ごみを堆肥化する生ごみ密閉式処理容器に対して購入設置補助を行っています。

過去には、平成3年度から平成9年度まではコンポスト1,882基、平成13年度から平成19年度までは電気式生ごみ処理機128台への購入設置補助の実績があります。

■表 3-12 生ごみ密閉式処理容器購入補助件数の推移

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
生ごみ密閉式 処理容器(組)	2	4	5	3	2	0	0	4	1

ウ 河北町衛生組合協議会での取組み

河北町衛生組合協議会で、ごみの現状や分別などについて研修会を開催しているほか、北谷地支部においては、北谷地小学校児童と協働して、地域の美化活動を行っています。

エ 雑がみ回収

集団資源回収において収集が進んでいない紙類(雑がみ)について、ごみの減量及び再資源化の推進のため、町では「ごみダイエット」として、平成20年9月からどんがホールにおいて拠点回収を開始しました。平成23年度からは農村環境改善センター、溝延研修センター、北谷地構造改善センターにおいても回収を実施するなど、回収の場所及び回数の拡充を図ってきました。近年は、スーパーマーケットなどでの店頭回収もあり、町の雑がみ回収の量は減少傾向です。

■表 3-13 雑がみ回収実績の推移

(単位：kg)

	紙 類						金 属 類		
	雑がみ	新 聞	紙パック	雑 誌	段ボール	計	アルミ缶	スチール缶	計
22年度	8,440	2,220	230	2,070	1,630	14,590	185	139	324
23年度	12,100	3,040	270	2,830	2,000	20,240	94	130	223
24年度	12,170	3,670	230	2,560	2,880	21,510	68	43	111
25年度	13,760	4,670	210	2,700	3,470	24,810	82	64	146
26年度	16,230	5,300	210	4,690	4,000	30,430	73	51	124
27年度	17,830	7,580	250	5,840	5,280	36,780	89	71	160
28年度	17,940	8,140	220	6,440	5,890	38,630	167	154	321
29年度	13,960	5,050	240	3,880	3,830	26,960	125	68	193
30年度	10,020	3,750	160	2,290	2,710	18,930	217	70	287

オ 小型家電・古着回収

平成 25 年 4 月に小型家電リサイクル法が施行されたことに伴い、再資源化の促進やもやせないごみの減量のため、町では平成 26 年度から小型家電リサイクル回収を開始しました。さらに、平成 27 年度からは古着や靴、バッグなどの回収も併せて実施しております。令和元年度からは、リサイクル回収の利便性の向上のため、年 2 回の回収を雑がみ回収と同時に行い、日程についても収集日程表や雑がみ回収のお知らせに合わせて掲載するなど周知に努めております。

■表 3-14 小型家電・古着回収実績の推移

(単位：kg)

	小型家電	古着
26年度	640	-
27年度	444	600
28年度	393	600
29年度	383	190
30年度	992	310

3 評価と課題

(1) 収集運搬

ア 評価

家庭系ごみの収集運搬は、クリーンピア共立の「ごみ収集計画」に基づき、クリーンピア共立の委託業者により行われていますが、現行の収集回数及び収集方法で順調に収集運搬がなされています。

ごみ収集所の設置と管理は各町内会により行われています。町では平成 23 年 4 月から「ごみ収集所整備事業費補助金」を設け、ごみ袋の適切な収納施設の設置を支援しており、平成 29 年度からは、新設のみならず修繕についても補助金を交付するよう支援内容を拡充しました。また、各地区においてごみ収集所の管理やごみ分別指導を行う衛生指導員に対して毎年度研修を実施しています。

イ 課題

適正に分別されていないために、ごみ収集所に残されてしまうごみは依然としてあることから、分別に対する理解と協力が得られるように、一層の周知徹底と啓発強化に努める必要があります。

(2) 中間処理

ア 評価

もやせるごみはごみ焼却処理施設において、もやせないごみ及び粗大ごみは粗大ごみ処理施設において適正に処理されています。

プラスチック製容器包装類は、平成 22 年 3 月にリサイクルセンターが竣功したことにより同年 4 月から分別収集が開始されました。リサイクルセンターでは、資源物、ペットボトル、プラスチック製容器包装類の分別処理や廃蛍光管の破砕処理を行い、更なる再資源化を推進し、最終処分場の延命化を図っています。

廃食用油は民間業者へ売却し、工業用油脂などにリサイクルされます。

イ 課題

もやせるごみについては、組成割合によると紙類が 4 割を占めていることから、集団資源回収や雑がみ回収などにおける紙類の回収の推進が必要です。また、組成分析によると水分が減少傾向にあるものの、引き続き生ごみの水切りの徹底に関する普及啓発を図る必要があります。

今後も排出量の推移を見ながら、循環型社会形成に向けて再資源化の推進を図る必要があります。

(3) 最終処分

ア 評価

中間処理されたごみは、下釜最終処分場において埋立処理されます。平成 30 年度末現在で埋立率は 61.5%となっています。浸出水は浸出水処理施設及びし尿処理施設で適正に処理されています。

イ 課題

最終処分場の延命化を図るため、引き続きごみの減量化とリサイクルの推進に取り組むことが必要です。

(4) 排出抑制のための方策

ア 評価

集団資源回収の推進のための取組みとして資源回収報奨金を支給しています。集団資源回収を実施している団体数は一定を保っており、集団資源回収が地域に定着していることがうかがえます。

近年は、スーパーマーケットなどでの店頭回収も実施されており、町の雑がみ回収や集団資源回収での回収量は減少傾向にありますが、店頭回収など回収機会の拡大に伴い町民の紙類へのリサイクル意識は浸透してきています。

また、町で実施している小型家電および古着のリサイクル回収については、回収量が増加傾向にあり、リサイクルが町民へ徐々に浸透してきていることがうかがえます。令和元年度より小型家電および古着のリサイクル回収の日時を雑がみ回収に合わせ、回収品目を拡大するなど町民の利便性向上に努めています。

イ 課題

もやせるごみの重量の多くを占める生ごみについて、現代では多くの食品ロスが問題になっています。買いすぎないことや食べきりを意識し、食品ロスの削減が必要です。また、回収機会が拡大してきている紙類のリサイクルについて、広報に努め再資源化の推進及びもやせるごみの排出量の削減につなげていく必要があります。

また、平成 26 年度から実施している小型家電リサイクルについては、まだ一部の町民の利用にとどまっています。町民が利用しやすいように回収方法や品目の選定などを検討し、再資源化の促進及びもやせないごみの排出量の削減に取り組む必要があります。

近年 1 人 1 日あたりの排出量が増加しているため、町民・事業者それぞれが排出抑制に取り組むごみの減量を目指していく必要があります。

第4章 ごみ処理に関する基本計画

1 ごみ処理の基本方針

今日、経済活動の拡大によって、資源やエネルギーの大量消費を前提とした経済システムやライフスタイルを循環型社会に変えていくために、国では環境基本計画において「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組み」を重点分野政策プログラムと位置づけ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的に、循環型社会形成推進基本計画や各種リサイクル法の整備を進めています。また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）が施行されたことにより具体的な取組みが求められています。

私たちの日常生活や事業所の産業活動における廃棄物の処理においては、生産・流通・消費の各段階で廃棄物処理に取組み、ごみの減量化とリサイクルを推進していく必要があります。

これまでにごみの減量対策を推進してきたこともあり、ごみの減量に一定の成果が見られますが、これまで以上に町民一人ひとりが、ごみを出さないライフスタイルへの転換を図り、町民・地域、事業者、町が協働して環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を促進するために、ごみ発生の抑制、再使用、リサイクルに積極的に取り組むことが重要となっています。

(1) 3Rの取組み

私たち一人ひとりが毎日の生活の中で、ごみになるものを減らす、長く使う（Reduce：リデュース）、繰り返し使う（Reuse：リユース）、使ったものを再び資源として利用する（Recycle：リサイクル）の3Rの取組みを進めることが重要です。

(2) ごみの適正処理

3Rに取り組んだ後に発生したごみについては、環境への影響を考え適正に処理する必要があります。家庭や事業所から排出されたごみは、収集運搬され、中間処理を経て最終処分されます。その収集運搬から最終処分をクリーンピア共立で処理しています。中間処理において、収集されたごみをさらに分別し、再資源化を積極的に推進します。最終処分においては、環境保全対策を講じて、安全で適切な埋立てを行います。

(3) 循環型社会の形成

現在の社会は、限りある天然資源を利用して、大量生産・大量消費・大量廃棄のしくみの中で成り立ってきました。これからは豊かな社会として発展していくためには、天然資源の消費をできるだけ抑え、ごみの減量、適正な循環利用と適正な処分のしくみを構築し、環境負荷の低い循環型社会の形成を推進していく必要があります。

2 ごみ排出量の予測

(1) 人口の予測

過去の人口推移は、平成 22 年度から平成 30 年度までの間に 1,545 人 (7.7%) 減少しています。目標年度である令和 6 年度の人口予測は 18,106 人とします。

なお、将来人口の算定については、「河北町人口ビジョン」(平成 27 年 10 月策定)による数値を参考に予測しています。

■表 4-1 人口の予測

年次	項目	処理区域人口
現在 (平成 30 年度)		18,524 人
目標年度 (令和 6 年度)		18,106 人

(現在の人口：平成 31 年 3 月 31 日現在)

(2) ごみ排出量の予測

平成 6 年 4 月から資源ごみの分別収集を開始し、平成 7 年 7 月から指定袋による有料化、粗大ごみの戸別有料収集の実施、平成 9 年 11 月からペットボトル、平成 22 年 4 月からプラスチック製容器包装類を加えた分別収集を行っています。

家庭系のごみについては、平成 14 年 12 月から焼却基準が改正され、一般家庭において簡易な焼却炉による焼却が禁止されました。それに伴い、平成 15 年度に排出量が増加しました。その平成 15 年度の排出量 4,347 t をピークに減少しております。

ごみ分別の徹底、食品ロス削減の取組み、資源回収や雑がみ回収などによるリサイクルの促進が図られること、また、処理区域内人口の減少により、ごみ排出量は引き続き減少すると予測しています。

事業系ごみについては、その時々を経済状況の影響を受け、ごみの排出量は平成 22 年度から平成 25 年度までは増加し、平成 26 年度からは減少傾向です。

事業者が、ISO 等の環境保全のための認証システム取得や、事業活動の環境への負荷低減に取り組むなどにより、ごみの減量化が図られると予測しています。

なお、将来の予測に際しては、経済状況の変化により排出量も変動しますが、将来人口の予測、第 2 次雛とべに花の里環境基本計画に基づくごみ減量化施策の効果を考慮し、また、クリーンピア共立での予測を参考に設定しました。

■表 4-2 ごみ総排出量の予測

(単位：t)

項目 年次	処理区域 人口 (人)	家庭系ごみ量 (クリーンピア共立 委託業者搬入)	搬入ごみ量			ごみ 総排出量	1人1日あたり排出量 (ごみ原単位) (g/人・日)
			収集運搬 許可業者 搬入	自己搬入	合計		
令和元年度	18,455	3,351	1,214	765	1,979	5,330	789
2年度	18,386	3,297	1,205	760	1,965	5,262	784
3年度	18,316	3,253	1,199	756	1,955	5,208	779
4年度	18,246	3,209	1,194	752	1,946	5,155	774
5年度	18,176	3,178	1,193	752	1,945	5,123	770
6年度	18,106	3,145	1,192	751	1,943	5,088	770

■表 4-3 家庭系ごみ量（クリーンピア共立委託業者搬入）の予測

(単位：t)

項目 年次	もやせる ごみ	もやせない ごみ	資源物	ペット ボトル	プラスチック製 容器包装類	粗大ごみ	計
令和元年度	2,939	111	190	32	75	4	3,351
2年度	2,892	109	187	32	73	4	3,297
3年度	2,853	108	185	31	72	4	3,253
4年度	2,814	106	182	31	72	4	3,209
5年度	2,787	105	180	31	71	4	3,178
6年度	2,759	104	178	30	70	4	3,145

■表 4-4 搬入ごみ量（一般廃棄物収集運搬業許可業者搬入及び自己搬入）の予測

(単位：t)

項目 年次	もやせる ごみ	もやせない ごみ	資源物	ペット ボトル	プラスチック製 容器包装類	粗大ごみ	計
令和元年度	1,836	86	14	1	1	41	1,979
2年度	1,824	85	14	1	1	40	1,965
3年度	1,816	84	13	1	1	40	1,955
4年度	1,809	83	13	1	1	39	1,946
5年度	1,808	83	13	1	1	39	1,945
6年度	1,807	82	13	1	1	39	1,943

3 ごみ排出抑制のための方策に関する事項

ごみはできる限り排出を抑制し、不適正処理の防止や、環境への負荷の低減に配慮しながら循環的利用を行う必要があります。

ごみの排出を抑制し、循環的利用を促進するためには、町民・地域、事業者及び町が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組みを図ることが重要です。

(1) 町民・地域の役割

ア 集団資源回収の促進

各町内会や子ども会などの団体において資源回収の実施・利用に努めます。また、「雑がみ」も回収するなど、回収品目を増やします。

イ 廃棄物の排出抑制

家庭から排出される生ごみを削減するため、買いすぎないことや食べきりを意識し、食品ロスの削減に取り組みます。商品の購入にあたっては、自ら買い物袋やマイバッグなどを持参し、また簡易包装化されている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リターナブル容器）を用いている商品などを選ぶことにより、できる限り容器包装廃棄物の排出抑制に取り組みます。

ウ 循環的利用の促進

家庭から排出される生ごみについては、堆肥化して使用するなど、循環的利用に取り組み、ごみとして出す場合はしっかり水切りを行います。また、不用品については安易にごみとして捨てず、フリーマーケットやリサイクルショップを活用します。

エ 使い捨て品の使用抑制、環境物品の使用促進

環境物品の使用促進のためにトイレットペーパーなどの再生品を使用します。使い捨て品の使用抑制のために、リターナブル容器を選び適切に返却するように努めます。また、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ない製品を選びます。

(2) 事業者の役割

ア 発生源における排出抑制

原材料の選択や製造工程の工夫などにより、自ら排出するごみの排出抑制に努めます。また、食品リサイクル法、建設リサイクル法による廃棄物の再生利用に取り組みます。更に、食べきりを意識した3010運動を推進し食品ロス削減を図ります。

イ 容器包装廃棄物の排出抑制

容器包装の利用にあたっては、簡易包装や量り売りなどの推進により容器包装廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、リターナブル容器を用いたり、内容物の詰め替え方式を採用することなどにより容器包装の減量に積極的に努めます。

ウ 使い捨て品の使用抑制、環境物品等の使用促進

使い捨て品の使用を抑制し、トイレットペーパーなどに再生品を使用するよう努め、環境への負荷の少ない製品を選びます。

(3) 町の役割

ア 再資源化の推進

資源回収報奨金を交付することにより、各団体で実施されている集団資源回収を推進します。雑がみ回収については引き続き広報啓発の強化に努め、小型家電リサイクル回収については、回収品目や実施体制の検討を進め回収量の増加と意識定着を図ります。

イ 廃棄物の排出抑制

容器包装廃棄物については、町内のスーパー3店舗でレジ袋の無料配布を中止しています。今後も更なるマイバッグ持参の推進、過剰包装の抑制、リターナブル容器の利用促進に向けた方策について検討し、町民・地域、事業者に対する普及啓発に努めます。

また、生ごみの排出抑制については、食品ロス削減啓発のための広報・周知に努めます。

ウ 普及啓発の充実・情報の提供

町民・地域に対し、雑がみ回収や小型家電リサイクル回収の利用、生ごみの水切りの推進及びごみ収集における適正な分別について、啓発や情報提供を行います。また、広報紙、ポスター、映像教材などによる啓発、施設見学や出前講座の実施による啓発により意識の高揚を図ります。

エ 使い捨て品の使用抑制、環境物品の使用促進

町も事業者のひとつとして循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。また、町民・地域、事業者に対して環境物品の使用を呼びかけます。

オ ごみを多量に排出する事業者への指導

ごみを多量に排出する事業者に対し、ごみ減量について指導を行います。

カ 河北町衛生組合協議会活動の充実

ごみの減量や分別についての啓発運動や衛生指導員研修などにより河北町衛生組合協議会の充実を図ります。

キ 再使用の推進

フリーマーケットなどを積極的に活用して、ものの再使用を図り、ものを大切に使う取組みを推進します。

古着や靴、バッグなどについては古着リサイクル回収を実施し資源の再利用を推進します。

4 分別して収集するごみの種類及び分別の区分

家庭系ごみの分別区分については、現行の区分による分別を継続するものとします。

■表 4-5 家庭系ごみ分別区分

分別区分	種類
もやせるごみ	台所等からの生ごみ
	ぬいぐるみ・布類
	紙類・紙おむつ・生理用品
	皮革・ゴム製品類
	枝・葉・草類
廃食用油	使用済み食用油
資源物	ビン類
	カン類
ペットボトル	飲料用・調味料用・酒類などのペットボトル
プラスチック製容器包装類	容器類（プラマークがついているもの）
	包装類（プラマークがついているもの）
	緩衝材
もやせないごみ	プラスチック類（プラマークがついていないもの）
	せともの・ガラスくず類
	玩具・小型家電製品類
	金属類
廃蛍光管	使用済み蛍光管
廃乾電池・水銀入り体温計	使用済み乾電池
	水銀入り体温計・血圧計
粗大ごみ	家電製品類（リサイクル対象品目を除く）
	家具・寝具類
	自転車・その他

5 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬

ア 家庭系ごみ

家庭系ごみは、収集方法を収集所指定（ステーション）方式とし、表 4-5 に示す区分により分別し、各町内会が設置するごみ収集所に排出します。排出されたごみはクリーンピア共立の委託業者が収集運搬します。

イ 事業系ごみ

事業活動から生じるごみについて、廃棄物処理法第 3 条第 1 項により「事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。事業系ごみは、もやせるごみ、資源物、ペットボトルに分別し、事業者が直接クリーンピア共立へ搬入するか、町が収集運搬の許可を与えている業者へ収集運搬の依頼をするものとしします。

(2) 中間処理

中間処理はクリーンピア共立が行います。

もやせるごみは焼却処理します。資源物、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づき分別収集しており、再資源化を図っています。

もやせないごみ及び粗大ごみは破碎して、有価物、可燃物、不燃物に分け、有価物の再資源化を図ります。今後ともこれまで同様の中間処理を継続し、出来る限り有価物の再資源化を図ります。

また、廃食用油は民間業者へ売却し、工業用油脂などにリサイクルされます。

水銀入り体温計や廃乾電池の水銀及び廃蛍光管の水銀ガスは、有毒性があるためクリーンピア共立では処理できません。これらのものはクリーンピア共立で収集した後、処理処分業者に処理を委託します。

(3) 最終処分

ごみの最終処分は、クリーンピア共立の下釜最終処分場に焼却灰、その他の残さを埋め立てます。浸出水は浸出水処理施設及びし尿処理施設で処理します。

(4) クリーンピア共立で受け入れしないもの

廃棄物処理法第 2 条第 3 項で規定されている特別管理一般廃棄物のほか、クリーンピア共立で受け入れしないものの取扱いは次のとおりとします。

ア 感染性のある在宅医療廃棄物

在宅で点滴の処置を受ける場合の注射針などの感染性のある在宅医療廃棄物は、原則として排出者が医療機関に返却します。耐貫通性の容器に入れて直接搬入する場合のみ受け入れします。感染性のない在宅医療廃棄物はもやせるごみとして排出します。

イ 適正処理困難物、家電リサイクル法・資源有効利用促進法対象品目

廃棄物処理法第6条の3の規定に基づき、適正処理困難物として廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像機、廃電気冷蔵庫、廃スプリングマットレスが指定されています。このうち、廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像機及び廃電気冷蔵庫は受け入れをしません。

廃ゴムタイヤについては、排出者が販売業者や専門業者に処理を依頼します。

廃テレビ受像機と廃電気冷蔵庫については、家電リサイクル法の対象品目でもありますので、エアコン、洗濯機と同様家電販売店等に引き取られ、メーカーによりリサイクルされます。

パソコン、二輪車、原動機付自転車は資源有効利用促進法に基づきメーカーが回収しリサイクルされます。

ウ その他

農業関係の廃棄物は受け入れませんが、河北町農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会が、農業用廃プラスチック類について自主回収の取組みを行っています。

6 ごみの処理施設の整備に関する事項

ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターについても効率的に処理を行っており、今後とも適正な運用と施設の維持管理を図っていきます。

下釜最終処分場の埋立率は、平成31年3月末現在で61.5%となっています。できる限り施設の延命化を目指し、ごみの減量化及び再資源化を推進します。

7 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物処理業の許可業者数は、収集運搬業が17業者、処分業が1業者の計18業者（令和元年9月1日現在）です。

一般廃棄物収集運搬業の許可をするにあたっては、現在の許可業者数とその収集能力や事業系ごみの排出量の推移を見極めながら、需要に見合った適正な業者数の確保に努める必要があります。そのため、収集の施設、能力の許可基準適合及び収集実績を十分検討するとともに、本町全体の収集状況を勘案し、許可するものとします。また、収集運搬の許可を得た事業者については、クリーンピア共立の分別基準を遵守し、クリーンピア共立の指導に従うものとします。

一般廃棄物処分業については、現在、クリーンピア共立で受け入れしていない木くずの処分について許可していますが、需要及び安全性を考慮し許可するものとします。

(2) 他市町村との協議

クリーンピア共立で処理し難い物を他市町村で処理する場合には、処理可能な処理施設を有する市町村のごみ処理基本計画との調和を保つため、事前協議を行い処理します。

(3) 散乱ごみ・不法投棄対策

不法投棄の解消に向けて積極的に散乱ごみの回収や啓発活動を行っており、今後も引き続き実施していきます。また、河北町衛生組合協議会や地域住民による監視強化と通報体制の充実を図ります。